



2023

埼玉県信用保証協会の現況
Disclosure

目 次

ごあいさつ	2
プロフィール	3
コーポレート・アイデンティティ	4
信用補完制度	5
令和4年度の主な取組み	7
令和4年度事業報告	14
令和4年度統計資料	18
第6次中期事業計画	22
令和5年度経営計画	23
情報管理・コンプライアンス等の取組み	25
事業体制と県内ネットワーク	29

ごあいさつ



会長 飯島 寛

日頃、埼玉県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「2023 埼玉県信用保証協会の現況」を作成いたしました。当協会の事業実績や取組み等についてご高覧賜り、当協会に対するご理解を一層深めていただければ幸いです。

さて、令和4年度の県内経済情勢を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に弱まり、社会経済活動の正常化が進んだものの、依然として海外情勢等に起因する原材料・エネルギー価格の高騰や円安の影響を受け、約30年振りの物価上昇率に直面するなど、県内中小企業者を取り巻く経済環境は厳しい状況が続いております。

このような中、当協会では、金融機関や中小企業支援機関との連携を強化しながら、県内中小企業者の実情に寄り添った支援に取り組んでまいりました。

保証部門においては、埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金の返済据置期間が満了となることに伴い、資金繰りに不安を抱える中小企業者に対し、当協会独自の借換保証制度「まとめるくん」等を活用した資金繰り支援を、経営支援部門においては、金融機関と連携したモニタリングを継続するとともに、業況に変調がみられた中小企業者への迅速な経営支援の提案と実施等に努めました。

コロナ禍を経て経済環境は大きく変容し、中小企業者が抱える課題はより一層多様化しています。当協会といたしましては、引き続き中小企業者が抱える様々な課題ひとつひとつに向き合い、その解決に向けた適切な支援を迅速に提供できるよう、役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。関係機関の皆さまには、引き続きご指導、ご鞭撻ならびに温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年8月

プロフィール

概要 (令和5年3月31日現在)

名称	埼玉県信用保証協会
人格	信用保証協会法に基づく法人
主務大臣	内閣総理大臣・経済産業大臣
本店所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 ソニックシティビル11階
設立	昭和24年6月25日
事務所	本店、熊谷支店、川越支店、春日部支店
役職員数*	役員 5名 職員 171名 ※非常勤役員・嘱託・パートタイマー等を除く
基本財産	860億円
保証債務残高	1兆4,668億円
保証利用企業者数	63,369企業
関連会社	保証協会債権回収株式会社 保証協会システムセンター株式会社



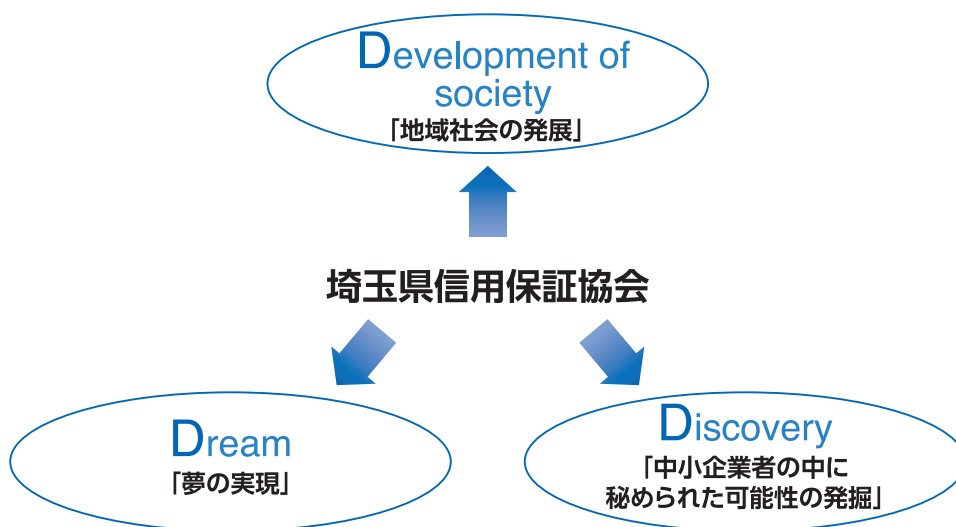
沿革

昭和24年	6月	財団法人埼玉県信用保証協会として大蔵大臣認可
昭和24年	7月	浦和（現：さいたま）市にて業務開始
昭和28年	8月	信用保証協会法公布・施行
昭和29年	6月	信用保証協会法に基づく法人に組織変更
昭和61年	10月	熊谷支所を開設
昭和63年	3月	本所を現住所地のソニックシティビル11階に移転
平成元年	4月	川越支所を開設
平成3年	10月	春日部支所を開設
平成11年	4月	「本所」を「本店」に、「支所」を「支店」に名称変更 基本理念およびシンボルマークを改定（3つのD）
平成13年	4月	保証協会債権回収株式会社（埼玉営業所）業務開始

コーポレート・アイデンティティ

基本理念

埼玉県信用保証協会は、
地域社会の発展 〈Development of society〉 のため、
中小企業者の中に秘められた可能性を発掘 〈Discovery〉 し、
夢の実現 〈Dream〉 のお手伝いをします。



基本理念は、当協会のあるべき姿、目指すべき方向を端的にあらわしたものです。この基本理念の3つのDを通じて、より一層皆さまに信頼される信用保証協会の実現に向け、鋭意努力を続けてまいります。

シンボルマーク

シンボルマークは、当協会の基本理念である「3D」を、信用保証協会の持っている「人間的な優しさ」の表現として、ソフトな筆タッチの花びらをモチーフにしました。中小企業・金融機関・当協会の3つの力で大きく花ひらくイメージです。

コーポレートカラーは、当協会がこれからも「信頼のできる安定した機関」であることを象徴して、安定のブルーと信頼のグリーンを選びました。



信用補完制度

信用補完制度について

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、または資本市場からの事業資金調達のため私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人として、中小企業者の金融を円滑にする制度が「信用保証制度」です。

この制度をより強固なものとするために「信用保険制度」があります。信用保険制度は保証債務の履行（代位弁済）に伴う信用保証協会のリスクを、国が出資する日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度です。

この2つの制度を総称して「信用補完制度」といい、国の中小企業金融施策の重要な一翼を担っています。

信用補完制度

信用保証制度

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が基本的な当事者です。信用保証協会は、中小企業者からの信用保証委託申込を受け融資の保証をします。その際、信用保証協会は、中小企業者から信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、金融機関に対し代位弁済します。

※現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）、全国であわせて51協会が設けられています。

信用保険制度

信用保証協会は、日本政策金融公庫と信用保険契約を結び、保証付融資の実行に伴い信用保険料を支払います。金融機関への代位弁済が発生した場合、信用保証協会は、代位弁済額のうち一定の割合の金額を日本政策金融公庫から保険金として受領します。

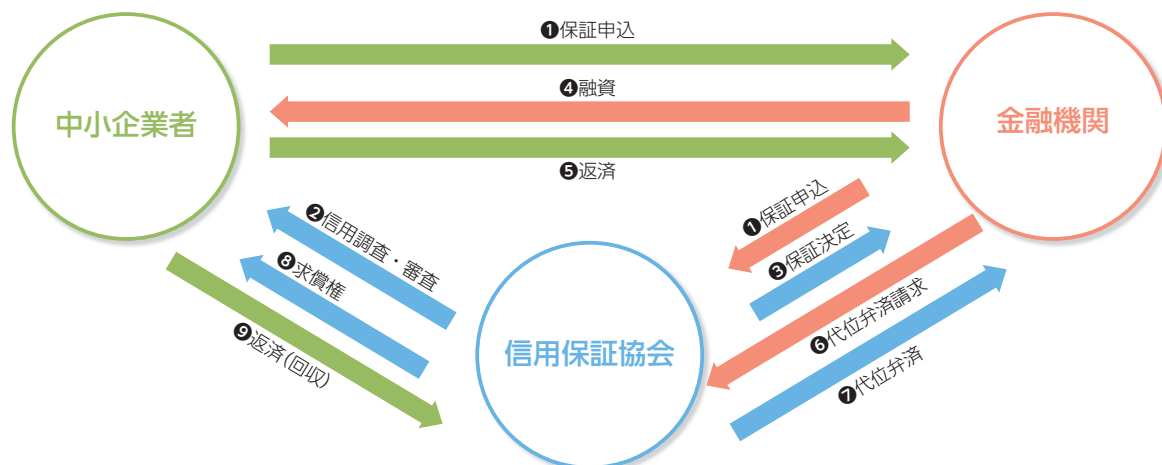
〈責任共有制度について〉

平成17年6月に中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会との「責任共有制度」が導入されました。

従来は金融機関の融資額に対し、原則として信用保証協会が100%を保証していましたが、本制度導入後は、一部の制度を除いて信用保証協会の保証割合が原則として80%となり、金融機関に20%の責任負担が生じることになりました。

このように、金融機関と信用保証協会とが責任を共有することで、両者が従来以上に連携を強化し、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことが期待されています。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、取引金融機関等を経由して信用保証協会に保証申込みをします。
県・市町村制度融資の場合は、金融機関の他に市町村や商工会議所・商工会等を経由して申込みをします。
- ② 信用保証協会は、申込内容等の調査・審査をします。
- ③ 信用保証協会は、適当と認めた場合には保証決定し、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、中小企業者に融資します。中小企業者は金融機関を通じて信用保証料を支払います。
- ⑤ 中小企業者は、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業者が、万一何らかの事情で借入金の全部または一部を返済することができなくなった場合、金融機関は信用保証協会に保証債務の履行（代位弁済）を請求します。
- ⑦ 信用保証協会は、請求を審査した後、金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済によって中小企業者に対し求償権を取得します。（求償権発生）
- ⑨ 信用保証協会は、以後、中小企業者と経営の立て直し等を相談しながら求償権の回収を図ります。

信用保険制度のしくみ



- ① 信用保証協会と日本政策金融公庫（以下「公庫」という）は信用保険契約（包括保険の契約）を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は、信用保証を行うと上記①の契約に基づき公庫に保証通知をするとともに、信用保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した場合には、公庫に保険金を請求します。
- ④ 公庫は保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額に対して一定の割合を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は保険金受領後に求償権を回収した場合は、公庫に対し保険金の受領割合に応じて回収金を納付します。

令和4年度の主な取組み

中小企業者の実情を踏まえた金融支援

◆資金繰り支援

各種借換保証を活用し、厳しい経営環境に置かれた中小企業者の資金繰り支援に取り組みました。

【借換特別保証（愛称：まとめるくん）】

新型コロナウイルス感染症等によって、過剰債務を抱えた中小企業者を支援するため、月々の返済負担を抑制しつつ、運転資金の調達ができる借換制度「借換特別保証（愛称：まとめるくん）」を令和4年4月1日に創設しました（※令和5年3月31日取扱い終了）。

〈制度の特徴〉

横断的な借換が可能

協会制度・県制度融資・市町村制度融資のいずれも横断的に借換することができる

簡素な手続きで借換が可能

本保証制度固有の必要書類がないため、申込手続きが簡素



【伴走支援型特別保証制度】

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が継続的な伴走支援を行う保証制度です。

県新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）の返済開始により資金繰りに影響を受ける中小企業者を支援するため、令和5年1月10日に「対象者要件の拡大」や「借換に係る要件の追加」等の改正を行いました。

〈制度の特徴〉

国からの保証料補助

国からの保証料補助により通常よりも引き下げた保証料率を適用

柔軟な資金調達

ニーズに合わせて、新たな資金調達にも、借換にも利用可能

継続的なフォローアップ

金融機関との継続的な対話により借入れ後も伴走型の支援が受けられる



◆経営力向上支援

新たな経済環境の中で見出した商機へのチャレンジや、生産性向上に向けた取組み、SDGs等の社会的課題に取り組む中小企業者を積極的に支援しました。

【SDGs 普及促進保証（愛称：ステップワン保証）】

これからSDGsに取り組む、もしくは既に取り組んでいる中小企業者を対象とした保証制度です。SDGsをより多くの方に身近なものとして取り組んでいただくことを目的として令和4年4月1日に創設しました。

〈制度の特徴〉

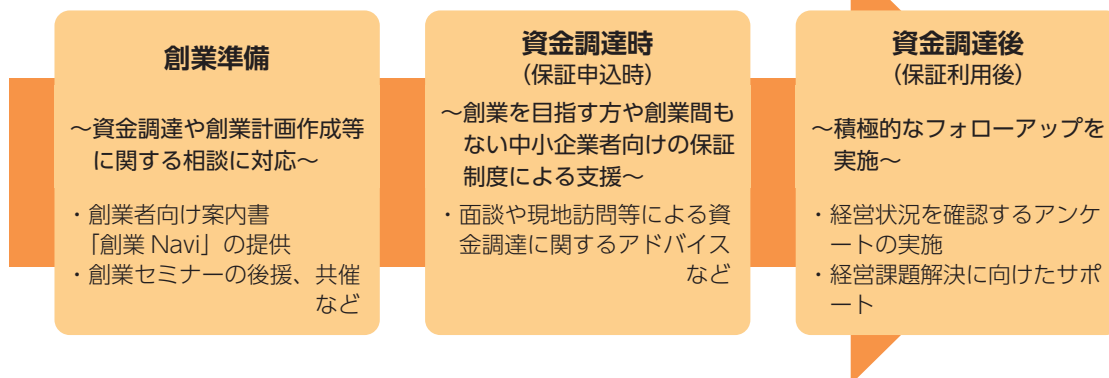
信用保証料を最大10%引き下げ



段階に応じた創業支援

創業を目指す方や創業間もない中小企業者へ創業の段階に応じた支援やツールを用意し、「創業者に寄り添った支援」を行っています。

《創業支援のフロー》



【創業者向け案内書「創業 Navi」】

創業に向けての心構え、資金プランの立て方や資金計画の作成方法を順序立ててわかりやすく説明した創業者向け案内書「創業 Navi」を作成し、当協会各部支店の窓口で配布しているほか、より多くの方にご活用いただけるよう当協会のホームページにも掲載しています。



【資金調達後（保証利用後）のフォローアップ】

当協会をご利用いただいた創業者の方々へ、保証利用後6か月経過および1年6か月経過時点でアンケートをお送りし、経営状況を確認しています。

アンケートのご回答を受けて、当協会職員が電話や訪問にてお困りの点や経営課題をお伺いし、課題に適した専門家を派遣する等、課題の解決に向けたお手伝いをしています。

創業セミナーへの講師派遣

所沢商工会議所および所沢市の主催で開催された創業セミナーに、当協会職員を講師として派遣しました。

創業セミナーでは、所沢市内で開業予定または開業5年未満の方等を対象に、経営の基本的な考え方や事業計画の策定方法等について解説しています。当協会からは創業時における信用保証協会の役割や創業支援メニューについて説明しました。

今後も商工会議所や市町村等と連携し、創業を考えている、または創業間もない中小企業者の知識・ノウハウの向上支援に取り組んでまいります。

【令和4年度派遣実績】

- 第27期 開業ゼミナール
開催日：令和4年5月18日
～6月22日
(6日間コース)
- 第8回 開業 Cafe
開催日：令和4年9月17日
- 第28期 開業ゼミナール
開催日：令和4年10月29日
～11月12日
(3日間コース)



第8回 開業 Cafe

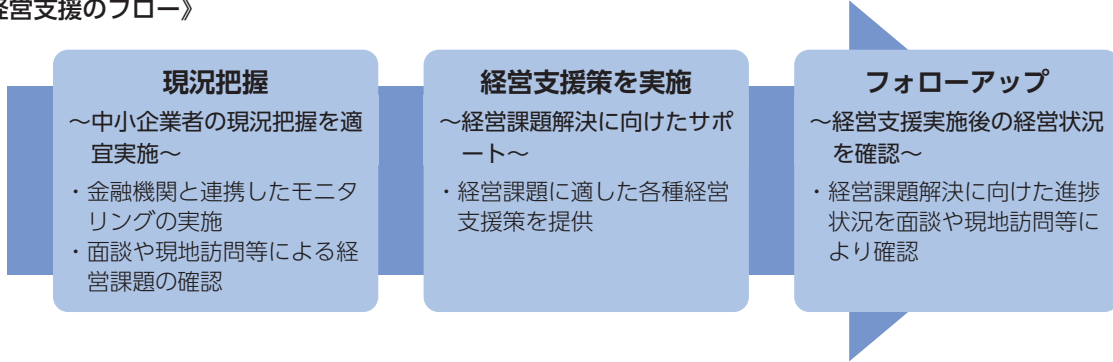


第28期 開業ゼミナール

経営状況変化の早期察知と適切な経営支援

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症や資源価格の高騰等の影響を受けている中小企業者を対象としたモニタリングを継続的に行うとともに、業況に変調が見られた中小企業者に対して金融機関と連携しながら一歩踏み込んだ現況把握を行い、適時適切な経営支援の提案、実施に取り組みました。

《経営支援のフロー》



◆モニタリング

セーフティネット保証および危機関連保証をご利用いただいている中小企業者について、取引金融機関から定期的にご提出いただく「業況報告書」を全て精査し、経営状況に懸念がないかを確認した上で、業況に変調のある中小企業者には、必要に応じて経営支援の提案、実施に取り組んでいます。

なお、上述の報告書を活用するモニタリングに限らず、保証申込や返済条件変更申込をいただいた際にも経営状況に懸念がないかを確認しています。

◆各種経営支援策

【専門家派遣】

経営課題を抱えている中小企業者に豊富な知識と経験を有する専門家を派遣し、目標実現や課題解決に向けたお手伝いをしています。派遣費用については、当協会の補助制度をご利用いただけます。

埼玉県中小企業診断協会、日本技術士会埼玉県支部、日本公認会計士協会埼玉会等と連携し、中小企業者が抱える経営課題に適した専門家を派遣しています。

【経営サポート会議】

「経営サポート会議」は、中小企業者が抱える課題の解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議です。

当協会が事務局を務め会議を円滑に運営することで、課題の早期解決をサポートしています。

【経営改善計画策定支援事業の事業者負担費用への補助】

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を利用し、経営改善に取り組んでいる中小企業者に対して、平成25年11月から経営改善計画の策定に係る費用の一部を補助しています。

【返済正常化および事業再生の取組み】

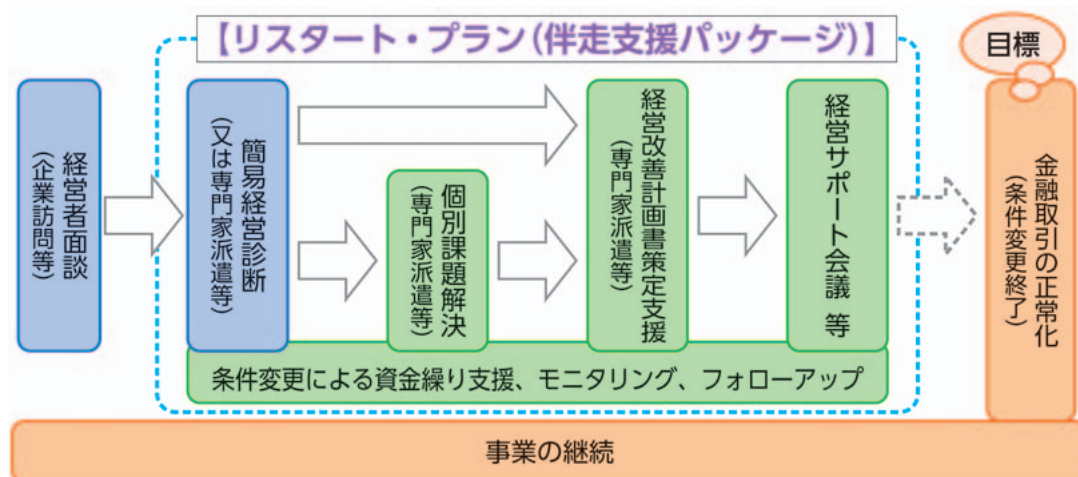
借換保証等を活用した返済正常化支援、および求償権消滅保証等を活用した事業再生支援に取り組んでいます。

その他にも、埼玉県中小企業活性化協議会への職員派遣をはじめ、金融機関の再生支援部署や地域の関係機関との連携を深める等、返済正常化および事業再生に向けた体制の充実と強化を図っています。

◆新たな条件変更を行う中小企業者への伴走支援施策「リスタート・プラン」

新たに条件変更を行う中小企業者を支援するため、伴走支援施策「リスタート・プラン」を実施しています。簡易経営診断を活用して早期に経営課題を発見、整理するとともに、課題解決に向けた提案を行い、金融取引の正常化を目指して中小企業者に寄り添った支援を行います。

《「リスタート・プラン」実施イメージ》



中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定

令和4年9月16日、関東経済産業局・埼玉県中小企業活性化協議会・当協会の3者間で、新型コロナウイルス感染症の影響等を受ける中小企業・小規模事業者の収益力改善・再生支援・再チャレンジを促進するために標記の連携協定を締結しました。

この連携協定により、個別事業者の支援に関する埼玉県中小企業活性化協議会と当協会とのさらなる連携強化や、関東経済産業局による協議会・協会へのサポート体制強化等が図られます。

当協会では引き続き、関係機関との連携を深めながら事業者支援に取り組んでまいります。

【連携協定の概要】

1. 連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有
2. 信用保証協会を起点とした中小企業活性化協議会との連携（プッシュ型経営支援）
3. 中小企業活性化協議会を起点とした信用保証協会との連携
4. 経済産業局を起点とした中小企業活性化協議会・信用保証協会との連携
5. 中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携
6. 外部意見を積極的に取り入れた更なる質向上の取組み

各種サポートデスクの設置

「創業」「海外展開」「事業承継」に関するご相談を承る専用のサポートデスクを設置しています。

創業に関するご相談	創業サポートデスク	048-729-7911
海外展開に関するご相談	海外展開サポートデスク	048-729-7912
事業承継に関するご相談	事業承継サポートデスク	048-729-7913

「彩の国中小企業支援ネットワーク」による関係機関との連携

本ネットワークは、関係機関の連携強化と協調体制を構築することで、中小企業者の経営改善や再生支援を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として、当協会が事務局となり、平成24年9月に発足しました。

彩の国中小企業支援ネットワーク

〈事務局〉
埼玉県信用保証協会

ネットワーク会議（全体会議）

- ・ 関東財務局
- ・ 関東経済産業局
- ・ 自治体
- ・ 経営支援機関
- ・ 外部専門家

地域の再生事例、経営改善や創業に関するノウハウ、スキルを共有し、地域全体の中小企業者支援に関する目線合わせを目的として定期的開催

金融分科会

- ・ 地域金融機関
- ・ 政府系金融機関

ネットワークの構成メンバーの中から個別テーマを共有する関係機関が集い、テーマに係る情報交換や協議・検討を行うため定期的開催

(平成27年5月設置)

経営サポート会議

- ・ 中小企業者
- ・ 取引金融機関

中小企業者が抱える課題の解決をサポートするため、中小企業者と取引金融機関等の関係者が一堂に会し、支援の方向性について意見交換を行う会議

情報共有

〈構成メンバー〉（全28機関）※順不同

関東財務局／関東経済産業局／埼玉県／さいたま市（産業創造財団を含む）／埼玉県中小企業活性化協議会／地域経済活性化支援機構／日本政策金融公庫／商工組合中央金庫／埼玉りそな銀行／武蔵野銀行／埼玉縣信用金庫／川口信用金庫／飯能信用金庫／青木信用金庫／熊谷商工信用組合／埼玉信用組合／埼玉県医師信用組合／埼玉県産業振興公社／埼玉県商工会議所連合会／埼玉県商工会連合会／埼玉県中小企業団体中央会／関東信越税理士会埼玉県支部連合会／日本公認会計士協会埼玉会／埼玉県中小企業診断協会／埼玉弁護士会／さいたま商工会議所／埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター／埼玉県信用保証協会

【令和4年度開催実績】

- 第8回 金融分科会
開催日：令和4年7月15日
- 第9回 金融分科会
開催日：令和5年1月6日
- 第19回 彩の国中小企業支援ネットワーク会議
開催日：令和4年11月17日



第8回 金融分科会



第19回 彩の国中小企業ネットワーク会議

信用保証業務の電子化

当協会では、中小企業者に対する資金供給をより迅速なものとするため、信用保証業務の電子化を進めています。

【信用保証申込の電子受付】

全国信用保証協会連合会等が中心となり開発した「信用保証協会電子受付システム」の稼働に伴い、一部の金融機関との間で、信用保証申込の電子受付の運用を開始しました。本システムを活用することで、金融機関・保証協会間で保証申込に係る各種データの授受が可能となり、信用保証申込手続きの効率化が期待されます。

【信用保証書の電子交付】

信用保証書を書面に代えて電子での交付とすることで、保証付き融資実行までのリードタイム短縮や、金融機関における信用保証書の保管コスト削減（物理的管理スペースの削減、紛失リスクの減少）などが期待されます。

SDGs への取組み

当協会は、埼玉県が主催する「埼玉県 SDGs パートナー」に登録し、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、以下の取組みを行っています。「埼玉県 SDGs パートナー」とは、自ら SDGs に取組み、その実施内容を公表する県内企業・団体等を埼玉県が登録する制度です。



以下の項目に限らず、地域の公的機関として持続可能な社会の実現に向けた取組みを積極的に行ってまいります。

	SDGs 達成に向けた重点的な取組み	指標
環境	CO2削減に向け、2020年度の数値を基準として電力使用量の削減を図る。 〈2022年度の数値〉219,448KWH 2020年度比で▲13.4%	〈2030年に向けた指標〉2020年度比で▲20% 〈取組開始3年後に向けた指標〉2020年度比で▲10%
社会	フードドライブ運動を実施する。 〈2022年度の数値〉年2回 延べ101人	〈2030年に向けた指標〉年2回 延べ110人以上 〈取組開始3年後に向けた指標〉年2回 延べ70人以上
経済	多様な働き方を推進し、女性役席者比率向上を図る。 〈2022年度の数値〉20.8%	〈2030年に向けた指標〉30%以上 〈取組開始3年後に向けた指標〉27%以上

危機管理の徹底

◆反社会的勢力の排除や不正利用の防止への取組み

当協会では、信用保証委託契約書に反社会的勢力の排除条項を盛り込み、申込人または連帯保証人が反社会的勢力およびその共生者に該当する場合は、信用保証の対象外としています。平成26年8月には、反社会的勢力に対する統一的な対応方法を明確化したマニュアルを作成し、反社会的勢力との関係を遮断するため、定期的に内部研修を実施する等、役職員一丸となって取り組んでいます。

また、第三者が介在する申込みや、申込内容と実態が異なる場合は一切保証しないことをパンフレットに明記する等、信用保証の不正利用防止にも努めています。

◆事業継続計画（BCP）の策定

当協会では、災害等の緊急事態が発生した場合の行動指針として、事業継続計画（BCP）を定めています。BCPでは、災害等緊急事態発生時の対策基準、連絡態勢や出勤態勢等について定めるとともに、定期的に訓練を実施し、緊急時に備えています。

令和4年度の主な取組み

広報活動

◆ホームページ

中小企業者や関係機関への情報発信と事務の効率化を図るため、ホームページを開設しています。

当協会の概要や保証制度等をご案内するページの他、金融機関にご利用いただける書式ダウンロードページを設け、利便性の向上に努めています。

また、中小企業者の皆さまが当協会の創業支援や経営支援を安心してご利用いただけるように、経営支援等をご利用いただいたお客さまの声をご紹介するコーナーを設けています。

今後もホームページのさらなる充実を図ることで、有益な情報をわかりやすく・迅速にお伝えできるよう努めてまいります。



◆各種広報物の発行

当協会を初めて利用される中小企業者に向けたパンフレット「業務のご案内」や、当協会の経営支援について説明したパンフレット「経営支援のご案内」など、目的や用途に合わせた広報物を発行し、当協会や関係機関の窓口で配布しています。



◆関係機関広報誌を活用した広報

当協会が行っている経営支援策等を中小企業者の皆さまに幅広く知っていただくため、さいたま・川口・川越の商工会議所広報誌に広告を掲載しています。

◆マスメディアを活用した広報

当協会の概要や経営支援策等を中小企業者や一般の方に幅広く知っていただくため、FM NACK5でのラジオCM放送や、テレビ埼玉の「埼玉ビジネスウォッチ」のインフォメーションコーナーでの放映を行っています。

◆ビジネスフェアへの出展

当協会を中小企業者に幅広く知っていただくため、関係機関が主催するビジネスフェアに出展し、来場された方へ当協会の概要や各種支援施策についてご案内しました。

【令和4年度出展実績】

●彩の国ビジネスアリーナ2023

開催日：(オンライン展示) 令和5年2月1日～15日
(リアル展示) 令和5年2月8日～9日
会場：さいたまスーパーアリーナ



令和4年度事業報告

業務実績

【主要業務数値】

(単位：件、百万円、%)

項目	件数	金額		計画値(金額)	
			対前期比		計画達成率
保証承諾	18,756	283,084	134.8	230,000	123.1
保証債務残高	125,229	1,466,795	94.2	1,461,200	100.4
代位弁済	1,356	14,281	156.4	21,000	68.0
実際回収	312	3,195	88.9	3,000	106.5

【保証承諾】

対前期比134.8%、対計画比123.1%の保証承諾となりました。前期実績および事業計画値を上回った要因は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、原油・原材料価格の高騰等により業績回復が遅れている事業者に対して、伴走支援型特別保証制度をはじめとする各種借換制度を活用した資金繰り支援へ積極的に取り組んだことによるものと分析しています。

【保証債務残高】

保証承諾は伸長したものの、「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）」の返済据置期間満了に伴う返済が本格化していること等により、保証承諾よりも償還が上回ったため、保証債務残高は減少（対前期比94.2%）となりましたが、事業計画値（対計画比100.4%）は上回りました。

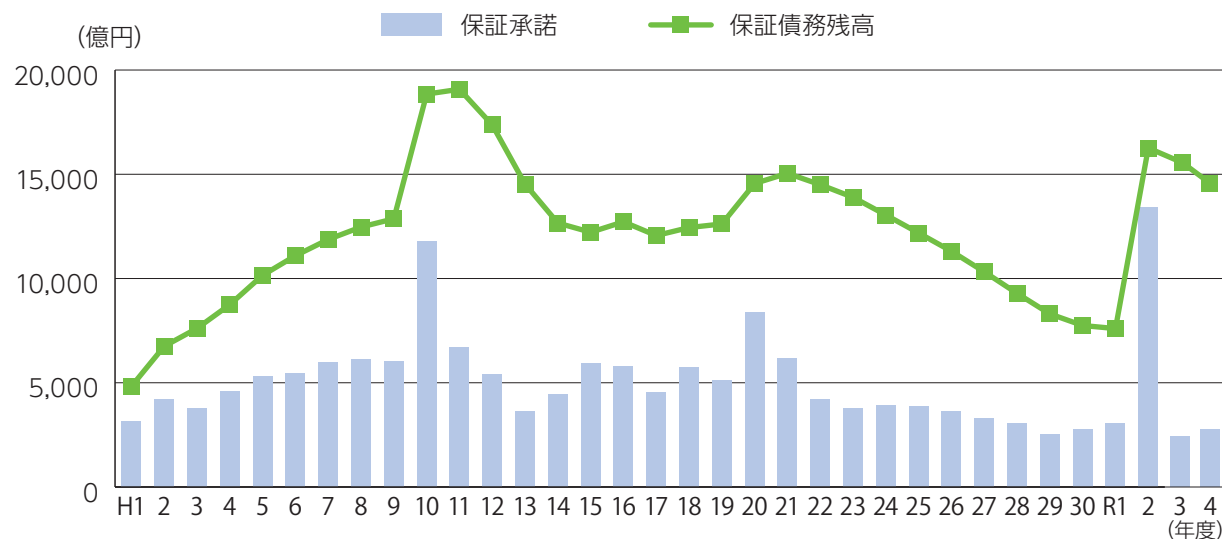
【代位弁済】

1,356件、14,281百万円（対前期比156.4%、対計画比68.0%）となり、前期実績を上回ったものの事業計画値を下回りました。

【実際回収】

3,195百万円（対前期比88.9%、対計画比106.5%）となり、前期実績を下回ったものの事業計画値を上回りました。

保証承諾金額および保証債務残高の推移



令和4年度事業報告

収支計算書

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (単位：千円)

科目	金額
経常収入	16,022,403
保証料	14,277,024
運用資産収入	724,650
責任共有負担金	821,803
その他	198,925
経常支出	9,075,788
業務費	2,494,193
信用保険料	6,320,906
責任共有負担金納付金	94,333
その他	166,357
経常収支差額	6,946,614
経常外収入	21,167,716
償却求償権回収金	329,872
責任準備金戻入	10,092,295
求償権償却準備金戻入	738,476
求償権補てん金戻入	10,007,072
その他	0
経常外支出	22,209,220
求償権償却	11,022,873
責任準備金繰入	9,654,992
求償権償却準備金繰入	1,481,219
その他	50,135
経常外収支差額	△1,041,504
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	5,905,110
収支差額変動準備金繰入額	2,952,000
基本財産繰入額	2,953,110

保証料
受入保証料のうち、当該年度に対応する保証料を計上しています。

責任準備金
景気変動等により代位弁済が著しく増加した場合の備え（支払資金）として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権補てん金
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と県・市町村等から受領した損失補償金からなっています。

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う当該年度分の信用保険料を計上しています。

求償権償却準備金
協会資産の健全性を保つ観点から、求償権に対して一定の割合を積み立てています。（洗替方式）

求償権償却
年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権（自己償却）や当年度受領した保険金、損失補償金相当額を計上しています。

収支差額変動準備金取崩額
経常収支差額と経常外収支差額の合計額が負となった場合であって、さらに制度改革促進基金取崩額を加えた額がなお負となる場合、収支差額変動準備金をもって収支の差額の欠損を補てんすることになっています。



(単位：千円)

経常外収支	
償却求償権回収金	329,872
責任準備金	
戻入	10,092,295
繰入	△9,654,992
(当期純戻入額)	(437,303)
求償権償却準備金	
戻入	738,476
繰入	△1,481,219
(当期純戻入額)	(△742,743)
求償権償却	
求償権償却	△11,022,873
求償権補てん金戻入	10,007,072
(当期自己償却額)	(△1,015,801)
その他	△50,135
経常外収支差額	△1,041,504

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した収支決算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると左表のようになります。

貸借対照表

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

令和5年3月31日現在 (単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	351	基本財産	86,040,384
預け金	64,704,804	(内訳) 基金	32,750,510
(内訳) 当座預金	97,004	基金準備金	53,289,874
普通預金	2,566,347	制度改革促進基金	0
定期預金	62,000,000	収支差額変動準備金	27,395,552
郵便貯金	41,453	責任準備金	9,654,992
有価証券	95,506,256	求償権償却準備金	1,481,219
(内訳) 国債	0	退職給与引当金	983,536
地方債	46,396,109	損失補償金	0
社債	49,092,147	保証債務	1,466,795,159
株式	18,000	求償権補てん金	0
その他有価証券	0	借入金	0
動産・不動産	64,294	雑勘定	43,558,059
(内訳) 事業用不動産	15,906	(内訳) 仮受金	154,881
事業用動産	48,388	保険納付金	136,847
保証債務見返	1,466,795,159	損失補償納付金	69,297
求償権	5,814,893	未経過保証料	43,179,349
雑勘定	3,023,146	未払保険料	3,994
(内訳) 仮払金	22,658	未払費用	13,691
厚生基金	193,759		
連合会勘定	7,887		
未収利息	109,167		
未経過保険料	2,689,675		
合計	1,635,908,902	合計	1,635,908,902

預け金
代位弁済の支払準備資産等として、各金融機関へ預託しています。

有価証券
地方債や社債等を保有し、運用しています。

求償権
経理上の求償権とは、一般求償権残高から保険金および県・市町村等の損失補償金相当分を控除した額です。

未経過保険料
当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、次年度に帰属する部分を計上しています。

基本財産
株式会社の資本金に相当します。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる【基金】と、過去の収支差額の累計の【基金準備金】から構成されています。

収支差額変動準備金
収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して協会経営が不安定になるのを防ぐことができます。

未経過保証料
受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。経理上は保証料の前受金にあたります。

(単位：千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	64,705,155	責任準備金	9,654,992
有価証券	95,506,256	退職給与引当金	983,536
その他有価証券	0	借入金	0
動産・不動産	64,294	雑勘定	43,558,059
求償権	5,814,893	負債合計	54,196,588
求償権償却準備金	△1,481,219	【正味財産】	
雑勘定	3,023,146	基本財産	86,040,384
		収支差額変動準備金	27,395,552
		正味財産合計	113,435,936
合計	167,632,524	負債および正味財産合計	167,632,524

※保証債務見返（借方）・保証債務（貸方）1,466,795,159千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

上表は、信用保証協会法施行規則に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等へ書き換えると次表のようになります。

基本財産

※数値の単位未満は四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

基本財産は、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、保証債務の最高限度の算定基礎となっています。

このため、当協会が健全な経営を行い、中小企業者等の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受けできる保証債務の最高限度は、定款により基本財産の60倍（定款倍率といいます）と定められています。令和4年度末の基本財産は860億円となりましたので、当協会が引き受けられる保証債務の最高限度は、5兆1,624億円となります。

※令和4年度末の保証債務残高1兆4,668億円の実際倍率は17.0倍（定款倍率に対する消化率28.4%）

【基本財産の推移】

（単位：百万円）

年度	基本財産	基金	
		基金	基金準備金
平成30年度	78,309	32,259	46,049
令和元年度	79,036	32,429	46,607
令和2年度	79,140	32,533	46,607
令和3年度	83,028	32,691	50,337
令和4年度	86,040	32,751	53,290

経営計画の評価

経営の透明性向上のため、毎年度の経営計画に基づく業務実績について自己評価を行うとともに、弁護士、公認会計士など評価に必要な学識を有する第三者で構成される外部評価委員会を設置し、客観的な評価を受けています。

令和5年6月27日に開催した外部評価委員会において、令和4年度の取組みに関し、外部評価委員からは「経営支援について、事業者の課題の早期解決に向け、各種アプローチを行う姿勢は評価できる。事業者が長く事業継続できるよう、引き続き早期の対応をお願いしたい。」等の意見をいただきました。

なお、令和4年度経営計画に対する自己評価と外部評価委員からの意見については、当協会ホームページにて公表しております。



令和4年度統計資料

(数値の単位未満は四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。)

部署別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	26,827	473,141	425.1	35.3	4,993	69,397	14.7	33.0	6,441	100,125	144.3	35.4
熊谷支店	12,745	218,352	462.8	16.3	2,692	35,314	16.2	16.8	2,829	42,458	120.2	15.0
川越支店	19,056	337,448	455.2	25.1	4,447	61,204	18.1	29.1	5,764	85,610	139.9	30.2
春日部支店	16,638	313,066	437.5	23.3	3,277	44,126	14.1	21.0	3,722	54,891	124.4	19.4
合 計	75,266	1,342,007	441.2	100.0	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	46,608	580,581	209.3	35.7	45,707	545,055	93.9	35.0	44,624	509,365	93.5	34.7
熊谷支店	21,732	264,174	214.9	16.2	21,303	255,253	96.6	16.4	20,386	238,892	93.6	16.3
川越支店	33,495	405,659	208.0	24.9	33,206	395,532	97.5	25.4	32,873	380,705	96.3	26.0
春日部支店	28,507	375,554	228.0	23.1	28,177	361,316	96.2	23.2	27,346	337,833	93.5	23.0
合 計	130,342	1,625,969	214.0	100.0	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0

■代位弁済 (元利)

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
さいたま営業部	326	3,174	69.2	33.0	346	4,061	127.9	44.5	472	5,432	133.8	38.0
熊谷支店	203	1,405	75.4	14.6	145	1,405	100.0	15.4	224	1,996	142.1	14.0
川越支店	303	3,013	83.9	31.3	201	1,787	59.3	19.6	328	3,287	183.9	23.0
春日部支店	223	2,040	83.0	21.2	197	1,880	92.1	20.6	332	3,566	189.7	25.0
合 計	1,055	9,632	77.1	100.0	889	9,133	94.8	100.0	1,356	14,281	156.4	100.0

■実際求償権回収 (元損)

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
全 体	279	3,014	83.5	100.0	341	3,596	119.3	100.0	312	3,195	88.9	101.0
うちサービサー	131	855	81.8	28.4	154	855	100.0	23.8	85	673	78.8	21.1

令和4年度統計資料

金融機関群別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	11,446	266,663	394.8	19.9	1,888	40,074	15.0	19.1	2,661	60,520	151.0	21.4
地方銀行	15,311	335,142	530.2	25.0	2,860	52,560	15.7	25.0	3,048	57,320	109.1	20.2
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	6,880	109,878	363.6	8.2	1,659	19,095	17.4	9.1	1,869	25,225	132.1	8.9
信用金庫	39,501	604,565	437.8	45.0	8,485	94,736	15.7	45.1	10,690	135,620	143.2	47.9
信用組合	2,121	25,469	550.9	1.9	505	3,336	13.1	1.6	476	4,120	123.5	1.5
政府系金融機関	7	290	72.1	0.0	12	241	83.1	0.1	12	279	115.6	0.1
その他	0	0	>	0.0	0	0	>	0.0	0	0	>	0.0
合計	75,266	1,342,007	441.2	100.0	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	25,907	385,196	167.0	23.7	23,736	349,394	90.7	22.4	21,360	312,428	89.4	21.3
地方銀行	25,022	388,307	256.7	23.9	24,651	380,888	98.1	24.5	23,912	360,851	94.7	24.6
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	12,271	129,902	214.1	8.0	11,947	125,165	96.4	8.0	11,593	120,186	96.0	8.2
信用金庫	63,590	691,480	228.8	42.5	64,485	672,285	97.2	43.2	64,937	646,437	96.2	44.1
信用組合	3,415	29,538	224.6	1.8	3,466	28,186	95.4	1.8	3,334	25,767	91.4	1.8
政府系金融機関	136	1,543	80.9	0.1	108	1,238	80.2	0.1	93	1,126	91.0	0.1
その他	1	2	1.9	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	>	0.0
合計	130,342	1,625,969	214.0	100.0	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0

■代位弁済(元利)

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
都市銀行	284	3,264	76.7	33.9	205	2,599	79.6	28.5	256	3,479	133.8	24.4
地方銀行	183	1,843	70.1	19.1	188	2,109	114.4	23.1	317	3,693	175.1	25.9
信託銀行	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
第二地銀	119	1,033	131.8	10.7	107	985	95.4	10.8	148	1,293	131.3	9.1
信用金庫	422	3,162	70.3	32.8	370	3,293	104.1	36.1	587	5,357	162.7	37.5
信用組合	45	288	96.4	3.0	19	146	50.9	1.6	48	459	313.4	3.2
政府系金融機関	2	42	126.5	0.4	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
その他	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	1,055	9,632	77.1	100.0	889	9,133	94.8	100.0	1,356	14,281	156.4	100.0

業種別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	14,933	285,976	495.7	21.3	2,331	36,096	12.6	17.2	2,934	50,453	139.8	17.8
農林漁業	28	586	560.2	0.0	12	224	38.3	0.1	14	140	62.2	0.0
鉱業	11	225	750.0	0.0	4	130	57.8	0.1	0	0	0.0	0.0
建設業	22,627	400,738	407.9	29.9	5,533	66,532	16.6	31.7	6,674	90,416	135.9	31.9
卸売業	7,343	161,128	406.2	12.0	1,416	26,792	16.6	12.8	1,865	38,947	145.4	13.8
小売業	7,026	117,385	407.5	8.7	1,652	21,279	18.1	10.1	1,994	30,444	143.1	10.8
飲食店	3,854	40,375	600.0	3.0	408	3,481	8.6	1.7	576	4,730	135.9	1.7
運送倉庫業	3,535	85,576	458.7	6.4	781	15,260	17.8	7.3	919	18,223	119.4	6.4
サービス業	12,903	205,283	524.8	15.3	2,505	27,755	13.5	13.2	2,957	34,907	125.8	12.3
不動産業	2,753	41,673	294.1	3.1	710	11,938	28.6	5.7	745	13,993	117.2	4.9
その他の産業	253	3,062	318.9	0.2	57	555	18.1	0.3	78	832	150.0	0.3
合計	75,266	1,342,007	441.2	100.0	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	25,946	361,052	204.5	22.2	25,090	341,473	94.6	21.9	23,954	316,149	92.6	21.6
農林漁業	64	828	263.7	0.1	64	933	112.7	0.1	65	903	96.8	0.1
鉱業	12	243	283.2	0.0	14	303	124.6	0.0	15	257	84.6	0.0
建設業	37,854	455,004	224.5	28.0	37,732	436,340	95.9	28.0	37,350	412,370	94.5	28.1
卸売業	13,083	200,227	204.3	12.3	12,710	190,800	95.3	12.3	12,251	180,498	94.6	12.3
小売業	13,761	155,200	190.0	9.5	13,514	149,730	96.5	9.6	13,144	144,221	96.3	9.8
飲食店	5,992	44,835	263.6	2.8	5,760	42,984	95.9	2.8	5,652	40,274	93.7	2.7
運送倉庫業	6,760	108,395	202.0	6.7	6,664	106,517	98.3	6.8	6,376	101,166	95.0	6.9
サービス業	22,087	244,169	242.6	15.0	22,103	235,446	96.4	15.1	21,762	220,074	93.5	15.0
不動産業	4,241	51,339	192.9	3.2	4,223	48,339	94.2	3.1	4,159	46,859	96.9	3.2
その他の産業	542	4,676	170.2	0.3	519	4,291	91.8	0.3	501	4,025	93.8	0.3
合計	130,342	1,625,969	214.0	100.0	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0

■代位弁済 (元利)

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
製造業	220	2,393	85.4	24.8	130	1,437	60.0	15.7	198	2,442	170.0	17.1
農林漁業	1	1	3.3	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
鉱業	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
建設業	300	2,562	82.7	26.6	271	2,679	104.6	29.3	379	3,772	140.8	26.4
卸売業	152	1,744	60.0	18.1	136	1,796	103.0	19.7	214	2,843	158.3	19.9
小売業	140	1,265	64.5	13.1	102	767	60.7	8.4	194	2,061	268.6	14.4
飲食店	61	170	37.9	1.8	29	313	183.9	3.4	52	477	152.2	3.3
運送倉庫業	64	758	193.4	7.9	66	758	99.9	8.3	124	1,402	185.0	9.8
サービス業	100	681	90.9	7.1	145	1,335	196.1	14.6	174	1,158	86.7	8.1
不動産業	15	31	27.2	0.3	7	21	67.0	0.2	17	118	571.8	0.8
その他の産業	2	27	303.6	0.3	3	26	98.5	0.3	4	10	37.2	0.1
合計	1,055	9,632	77.1	100.0	889	9,133	94.8	100.0	1,356	14,281	156.4	100.0

令和4年度統計資料

制度別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	68,795	1,231,145	1,372.2	91.7	8,725	87,102	7.1	41.5	9,241	92,467	106.2	32.7
市町村制度	2,568	32,328	179.5	2.4	902	8,103	25.1	3.9	1,171	13,382	165.1	4.7
一般・協会制度	3,903	78,534	40.0	5.9	5,782	114,837	146.2	54.7	8,344	177,234	154.3	62.6
合計	75,266	1,342,007	441.2	100.0	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
県制度	96,090	1,236,123	416.1	76.0	96,666	1,202,801	97.3	77.2	94,117	1,087,363	90.4	74.1
市町村制度	7,087	52,209	136.8	3.2	6,736	45,225	86.6	2.9	6,512	42,413	93.8	2.9
一般・協会制度	27,165	337,636	79.5	20.8	24,991	309,130	91.6	19.9	24,600	337,019	109.0	23.0
合計	130,342	1,625,969	214.0	100.0	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0

担保別保証状況

■保証承諾

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	598	14,360	81.1	1.1	609	14,567	101.4	6.9	679	15,903	109.2	5.6
無担保	74,668	1,327,647	463.5	98.9	14,800	195,475	14.7	93.1	18,077	267,181	136.7	94.4
合計	75,266	1,342,007	441.2	100.0	15,409	210,042	15.7	100.0	18,756	283,084	134.8	100.0

■保証債務残高

(単位：件、百万円、%)

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比	件数	金額	前年比	構成比
有担保	3,690	59,275	88.4	3.6	3,308	52,627	88.8	3.4	3,061	49,646	94.3	3.4
無担保	126,652	1,566,693	226.1	96.4	125,085	1,504,529	96.0	96.6	122,168	1,417,149	94.2	96.6
合計	130,342	1,625,969	214.0	100.0	128,393	1,557,156	95.8	100.0	125,229	1,466,795	94.2	100.0

第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

業務運営方針

埼玉県信用保証協会は、「新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業・小規模事業者の支援」と「コロナ禍の振り返りを踏まえた組織体制の強化」を念頭に、関係機関との連携を深めながら、地域社会の活性化に寄与することを目指します。

そのために、以下の(1)～(4)の業務運営方針を掲げ、役職員が一丸となって業務に邁進します。

(1)中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた支援を実践し、事業継続に貢献します

多くの中小企業・小規模事業者がコロナ禍で厳しい経営環境に置かれていたり、経営者の高齢化問題に直面していたりする現状を踏まえ、中小企業・小規模事業者の事業継続のサポートをすることを最優先課題として取り組みます。

なお、事業継続支援の一環で中小企業・小規模事業者の経営改善のための取り組みを行った場合は、爾後のフィードバックを念頭にその成果を把握し、情報として蓄積することに努めます。

【具体的取組み】

- 1) 新型コロナウイルス感染症による経済環境の変化に立ち向かう中小企業・小規模事業者の事業継続支援
- 2) 事業承継の促進に繋がる取組み

(2)関係機関との連携を強化し、地域での存在感を高めます

第6次中期事業計画期間中も、金融支援・経営支援は引き続き重要な課題になると認識していますが、一方でマンパワーにもノウハウにも限りがある当協会のみでは、十分な支援ができない可能性があります。そこで、金融機関や中小企業支援機関との間で互いの得意分野を持ち寄りながら、実効性のある支援を展開します。

併せて、関係機関と連携しながら、地方創生に資する取組みを推し進めます。

【具体的取組み】

- 1) 金融機関との対話を通じた連携体制強化・相互理解の促進
- 2) 中小企業・小規模事業者への支援を協働するパートナーとの連携体制確立
- 3) 地方創生への取組み

(3)経済環境の変化に即応できる組織体制を確立します

目まぐるしく変化する経済環境の中では、政策機関である信用保証協会に期待される役割もその時々で変化することが想定されます。当協会としましては、金融支援だけでなく経営支援・創業支援・事業承継支援等さまざまな支援が求められても迅速に対応できる体制を構築します。

また、地域金融におけるセーフティネット機能たる信用保証協会が、天災の発生や疫病の蔓延等により機能不全に陥ることは許されません。今回のコロナ禍の経験を踏まえ、危機時の事業継続体制について見直しを行い、不測の事態が起きて万全の態勢で業務に臨める体制を構築・維持します。

【具体的取組み】

- 1) 緊急事態に備えた組織体制の確立
- 2) 多様なニーズに対応できる人材の育成
- 3) 業務の効率化の促進
- 4) 組織の全体最適化

(4)公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる健全な組織運営を行います

信用保証協会が業務を行うにあたっては、地域からの信用が不可欠です。

そのためにも、法令やルールを厳守した公正かつ誠実な業務の遂行と、強固な財務基盤の維持を図ります。

【具体的取組み】

- 1) コンプライアンスの徹底
- 2) 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- 3) 長期的な財務基盤の維持

令和5年度経営計画

埼玉県信用保証協会は、第6次中期事業計画の業務運営方針を踏まえ、令和5年度の経営計画における重点課題として、以下のとおり取り組みます。

①中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた支援を実践し、事業継続に貢献します

新型コロナウイルス感染症による経済環境の変化に立ち向かう中小企業・小規模事業者に対する金融支援・経営支援や、事業承継問題に取り組むことで、県内中小企業・小規模事業者の事業継続を後押しします。

②関係機関との連携を強化し、地域での存在感を高めます

金融機関・中小企業支援機関との間で互いの得意分野を持ち寄りながら、県内中小企業・小規模事業者に対する実効性の高い金融支援・経営支援を展開します。

併せて、関係機関と連携しながら、地方創生に資する取組みを推し進めます。

③経済環境の変化に即応できる組織体制を確立します

経済環境の変化に合わせて当協会に求められる役割が変化しても、迅速に対応できる体制を構築します。

また、今回のコロナ禍の経験を踏まえ、危機時の事業継続体制について見直しを行い、不測の事態が起きても万全の態勢で業務に臨める体制を構築・維持します。

④公的機関に寄せられる社会的な期待に十分応えられる健全な組織運営を行います

法令やルールを厳守した公正かつ誠実な業務の遂行と、強固な財務基盤の維持を図ります。

この方針に沿って、各部門では以下に記す重点課題の解決に向けて業務に取り組みます。

●保証部門

- 資金繰り支援
- 経営力向上支援
- 経営者保証に依存しない融資の促進

●期中管理・経営支援部門

- 個々の事業者に寄り添った経営支援の実施
- きめ細かな延滞管理の実施
- 創業者へのフォローアップ
- 過剰債務への対応

●回収部門

- 債務者の状況に応じた求償権管理回収

● その他間接部門

〈間接部門〉

- 多様な業務を担える職員の育成と緊急事態に備えた組織体制の確立
- 当協会への理解を促す広報活動の展開
- 金融機関との対話による相互理解の促進
- 関係機関との連携に向けた取組み
- 地域貢献への取組み

〈協会の運営基盤の強化〉

- コンプライアンスの徹底
- 反社会的勢力の排除および不正利用の防止
- 生産性の向上
- 業務のデジタル化の促進
- SDGs への取組み
- 長期的な財務基盤の強化

〈主要業務の計画〉

(単位：百万円、%)

項 目	金 額	対前年度実績比
保 証 承 諾	282,000	99.6
保証債務残高	1,310,000	89.3
代位弁済(元利)	34,000	238.1
実際回収(元損)	3,000	93.9



情報管理・コンプライアンス等の取組み

情報資産管理強化への取組み

当協会では、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を、守るべき最重要な情報資産として認識しています。そうしたことから、情報資産の管理強化を図るため、情報セキュリティ基本方針を掲げるとともに、情報セキュリティマネジメントシステム「ISO27001」に基づいた情報管理体制の確立に努めています。

今後も、中小企業者、ならびに関係機関の皆さまから安心して保証を利用していただけますように、引き続き、よりレベルの高い情報管理に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当協会は、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としています。当協会は、事業活動の実施に伴って取り扱うお客様の情報を守るべき最重要な情報資産として認識し、これを守るために、協会内に情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、運用し、見直し、維持および改善します。具体的には、以下の指針に従って活動を推進します。

1. 情報セキュリティ目標

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを適切に実施し、事業活動を行うにあたって、情報セキュリティ目標を設定し、これを達成するための計画を策定し、実施します。

2. リスクアセスメントの実施

当協会は、情報資産に対して、リスクアセスメントを実施し、各情報資産に及ぼすリスクを認識した上で、これに対する管理策を策定し、実施し、これを維持します。

3. 情報セキュリティ体制

当協会は、情報セキュリティマネジメントシステムを推進する機能として、情報セキュリティ委員会を設置し、部門には情報セキュリティ責任者を配置し、情報資産の適正な管理を実施します。

4. 法令および規制等の遵守

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））は、情報セキュリティに関する法令、規制およびお客様との契約事項については、その要求事項を遵守します。

5. 教育・訓練

当協会のすべての役員、職員（嘱託、パート、派遣スタッフ（業務委託先含む））には、必要な情報セキュリティに関する教育・訓練を実施し、各人に情報セキュリティの活動の重要性を認識させることにより、意識の向上および関連する諸規程の周知徹底を図ります。

個人情報保護の取組み

個人情報保護宣言

埼玉県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5. 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参（または郵送）ください。

7. 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせ窓口は、各業務区域を管轄するさいたま営業部、支店、管理再生支援部となります。業務区域の詳細と各部署の連絡先については、「県内担当地域と事業所のご案内」(P30)をご覧ください。

コンプライアンス・危機管理態勢の基本方針

当協会は、公的使命と社会的責任を果たし、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンス・危機管理態勢の強化に役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践していくために、基本方針として「信用保証協会倫理憲章」を制定し、役職員の行動指針として「行動規範」を策定しています。

コンプライアンス・危機管理態勢を徹底するため、必要に応じて対策本部を設置し、解決までの全ての任にあたるとともに、統括部署を定め、マニュアルに基づく指導や研修・啓蒙活動を行っています。各部署には総括担当者を配置し、実施状況を監視することで問題の早期発見に努めています。更に顧問弁護士とも連携を強化するなど、きめ細かい実践体制を整えています。

信用保証協会倫理憲章

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

2. 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

5. 地域社会に対する貢献

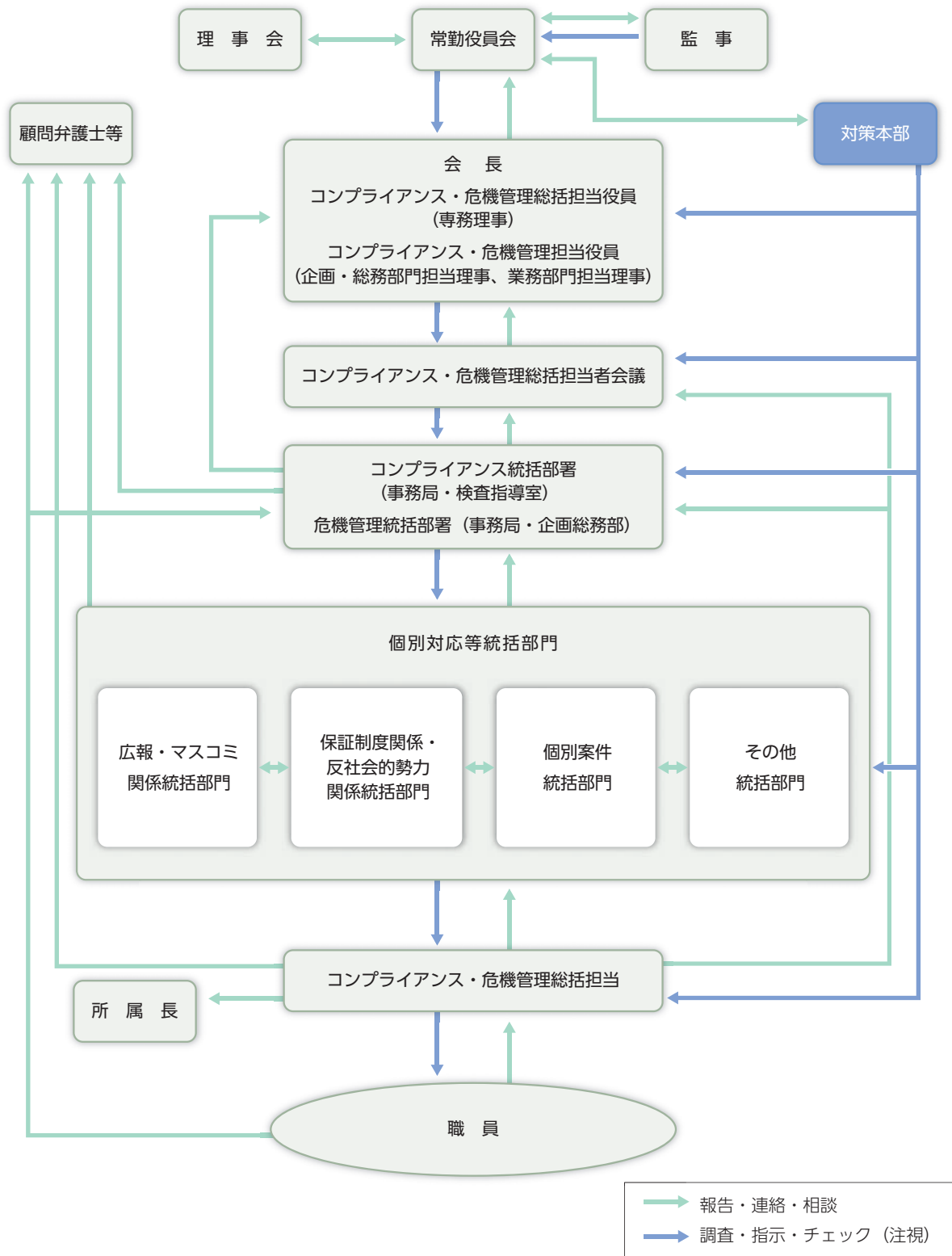
広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現するための具体的な行動計画を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定するとともに、このプログラムの進捗確認および実施状況の評価・チェックを随時行っています。

① 業務執行にあたる役員の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者を選任するとともに、定例の幹部職員会議や年度初めにおける役員の講話などを通じ、コンプライアンスの徹底を指示します。
② コンプライアンスの統括	前年度の実績報告を行うとともに、次年度のコンプライアンス・プログラムを審議します。また、必要に応じて不祥事の発生防止等に向けた指導を行います。
③ コンプライアンス態勢の強化	内部検査や会議の開催等によって、定期的に各部署のコンプライアンスの推進・遵守状況を確認し、指導・助言を行います。
④ コンプライアンス統括部署の責務	コンプライアンス・危機管理総括担当者会議を運営するとともに、コンプライアンスチェックシートによるモニタリングを行います。
⑤ コンプライアンス担当者の責務	日常を注視し、コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、コンプライアンス教育等に力点を置いています。
⑥ 研修・広報等の実施	不祥事を未然に防止するため、外部講師による集合研修や内部研修等を実施します。また、取り組み内容をホームページや広報誌等に掲載します。

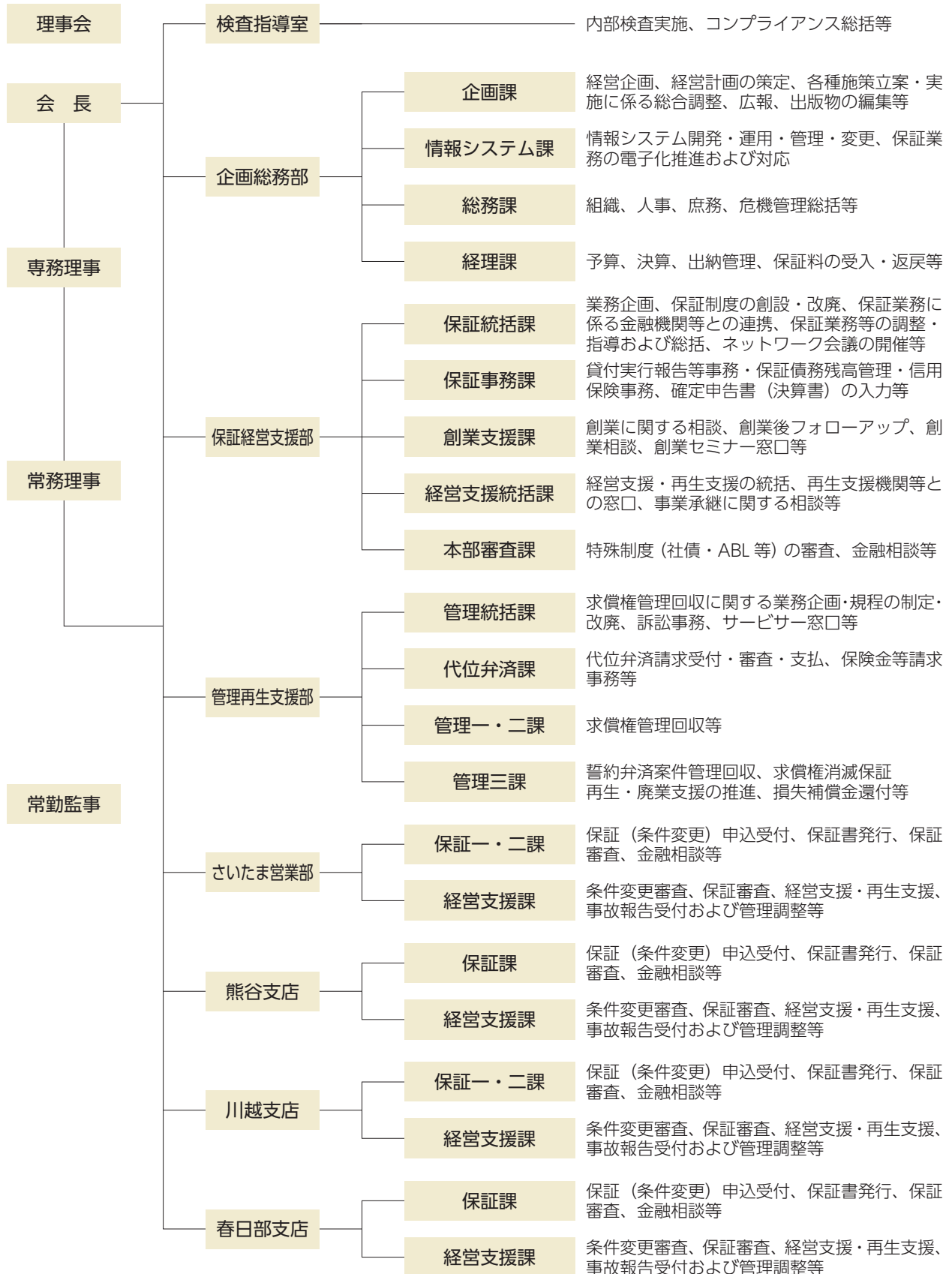
コンプライアンス・危機管理体制図 (令和5年4月1日現在)



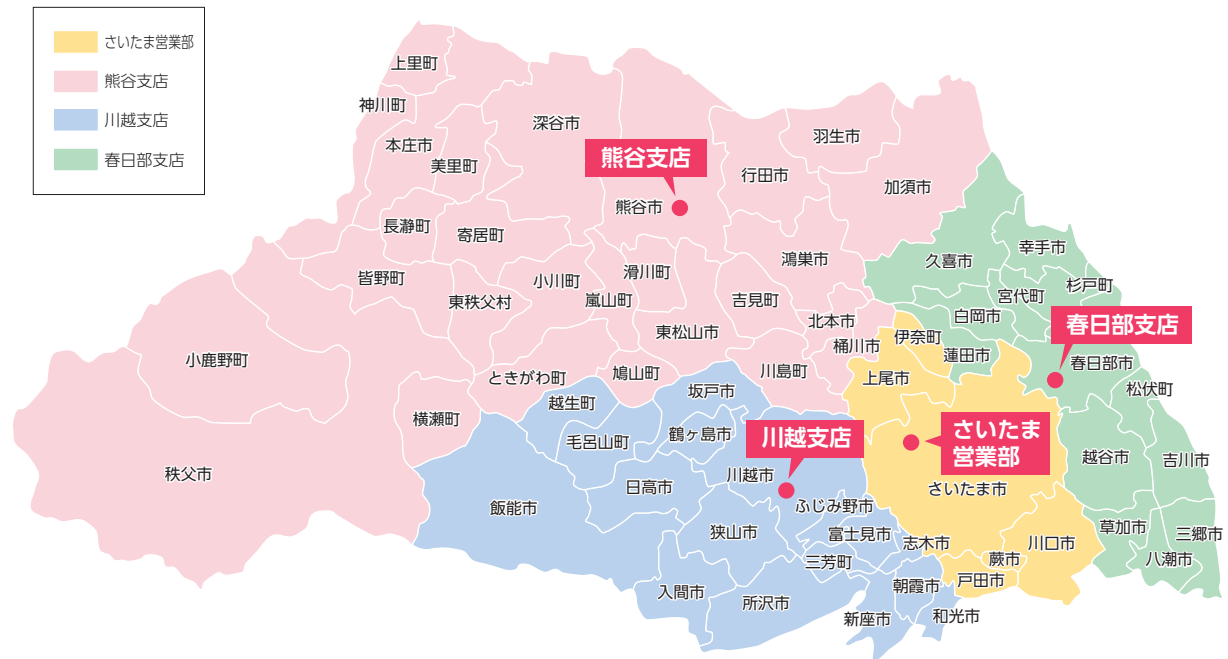
情報管理・コンプライアンス等の取組み

事業体制と県内ネットワーク

組織機構図と主な業務 (令和5年4月1日現在)



県内担当地域と事業所のご案内



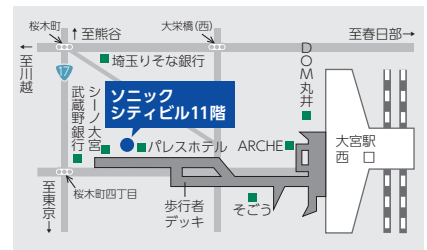
さいたま営業部

〒330-9608

さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5 (ソニックシティビル11階)

※創業支援課・経営支援統括課・本部審査課はソニックシティビル10階

TEL 検査指導室		048 (647) 4718
企画総務部	企画課・情報システム課	048 (647) 4712
	総務課・経理課	048 (647) 4711
保証経営支援部	保証統括課・保証事務課	048 (647) 4713
	創業支援課	048 (647) 4720
	経営支援統括課・本部審査課	048 (647) 4716
管理再生支援部	代位弁済課	048 (647) 4714
	管理統括課	048 (647) 4715
	管理一・二・三課	048 (647) 4717
さいたま営業部	保証一課	048 (647) 4721
	保証二課	048 (647) 4722
	経営支援課	048 (647) 4723



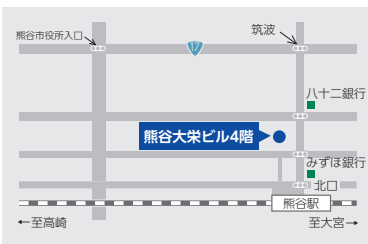
大宮駅西口より徒歩5分

熊谷支店

〒360-8608

熊谷市筑波2丁目48番地1
(熊谷大栄ビル4階)

TEL 保証課 048(521)5221
経営支援課 048(521)5277



熊谷駅北口より徒歩3分

川越支店

〒350-1183

川越市新宿町1丁目17番地17
(ウエスタ川越公共施設棟5階)

TEL 保証一・二課 049(249)1681
経営支援課 049(249)1671



川越駅西口より徒歩5分

春日部支店

〒344-8508

春日部市南1丁目1番7
(埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設5階)

TEL 保証課 048(731)7311
経営支援課 048(731)7312



春日部駅西口より徒歩5分



ホームページ

埼玉県信用保証協会

検索

